

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部 田園整備課
委託業務番号	令和6年度 長田園第10069号
委託業務名	北郷里地区内井川支障木伐採委託業務
委託業務場所	長浜市東上坂町
業務の概要	支障木伐採業務
契約期間	令和6年12月20日 から 令和7年2月14日 まで
契約年月日	令和6年12月19日
契約金額(税込)	660,000円
契約の相手方	[所在地] 長浜市三田町1362番地の1 [名称] マルセイ建設株式会社
契約相手方の選定理由	マルセイ建設株式会社は、令和6年11月21日に契約締結した令和6年度長田園第1076号北郷里地区内井川改修工事の請負業者であるため、改修工事を行う際に支障となる立木の伐採を委託することにより工事影響を考慮した支障木伐採を行うことが可能であり、円滑な事業の実施ができるため当業者に委託する。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額)が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。